平成２９年（フ）第４７号
千葉県館山市上真倉2361番地の１　１号
債務者　星野　秀子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第１８１０号
福岡市博多区祇園町１－18－502、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市西原４丁目２番１－504号
債務者　角崎　亮
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８９８号
福岡市博多区堅粕４丁目１番31－507号
債務者　財満　千代
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９１４号
福岡市南区井尻１丁目７番４－203号
債務者　櫻井一二三
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９３１号
福岡県春日市光町２丁目164番地　ロータスひかり101号
債務者　高橋　貫介
1　決定年月日時　平成29年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９４７号
福岡市城南区別府５丁目17番19－401号
債務者　小寺　裕子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９７７号
福岡県福津市津屋崎３丁目22番12号　メゾンアフェゼＡ棟102号
債務者　吉田ヨシ子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９７８号
福岡県福津市津屋崎３丁目22番12号　メゾンアフェゼＡ棟102号
債務者　吉田　敏之
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９９０号
福岡県春日市岡本５丁目90番地　岡本荘203号
債務者　篠原美惠子
1　決定年月日時　平成29年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５０号
大分県日田市大字求来里74番地49　大原グリーンタウン
債務者　池永　俊介
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第８９１号
仙台市青葉区東勝山１丁目21番17号　ヒルトップホームズ102
債務者　庄司　郁子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３０７号
茨城県ひたちなか市笹野町３丁目４－10ロイヤルハイツＡ－202、住民票上の住所茨城県ひたちなか市大字中根4843番地36
債務者　深谷　京子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３５２号
茨城県笠間市大田町1255番地７
債務者　小林　美幸
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３５７号
茨城県ひたちなか市新光町23番地　県営ひたちなかアパート11棟１階３号
債務者　小泉　光央
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３５８号
茨城県ひたちなか市新光町23番地　県営ひたちなかアパート11棟１階３号
債務者　小泉美由紀
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第４０号
千葉県鴨川市貝渚3261番地２　Ｔハイム102
債務者　眞田　元美
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２９年（フ）第１２４８号
京都市伏見区深草越後屋敷町60番地５
債務者　山下なつ子
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係